



六管区水路通報第27号

令和7年7月18日

第六管区海上保安本部

【目次】

第254項	瀬戸内海	播磨灘、津田湾北東方	海上訓練
第255項	瀬戸内海	岡山水道、小串港東方	掘下げ作業
第256項	瀬戸内海	宇野港	航泊禁止区域設定
第257項	瀬戸内海	高松港	岸壁築造工事
第258項	瀬戸内海	備讃瀬戸及び付近	船舶通航信号所一部業務休止
第259項	瀬戸内海	水島港及び付近	流速計設置
第260項	瀬戸内海	水島港	灯付浮標復旧作業
第261項	瀬戸内海	水島港	深浅測量
第262項	瀬戸内海	多度津港	航泊禁止区域設定
第263項	瀬戸内海	福山港	防波堤延長等
第264項	瀬戸内海	尾道糸崎港、第1区	海上作業
第265項	瀬戸内海	尾道糸崎港	航泊禁止区域設定
第266項	瀬戸内海	三原瀬戸、生口島東岸	潜水作業
第267項	瀬戸内海	備後灘、岩城島至赤穂根島	送電線の高さについて
第268項	瀬戸内海	西条港東方	ボーリング作業
第269項	瀬戸内海	今治港南方	魚礁設置
第270項	瀬戸内海	松山港付近	魚礁設置
第271項	瀬戸内海	松山港、第2区	航泊禁止区域設定
第272項	瀬戸内海	広島湾、厳島北方	潜水訓練
第273項	瀬戸内海	広島湾	海難救助訓練
第274項	豊後水道	宇和島港	花火打ち上げ

◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定期的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

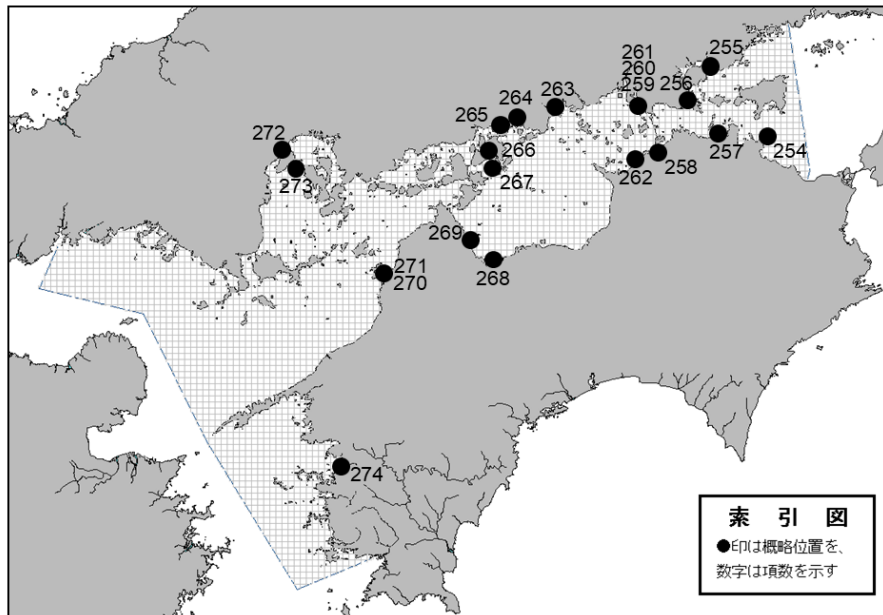
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

～ 海の事件・事故は 118番へ ～



★7年254項 瀬戸内海 — 播磨灘、津田湾北東方 海上訓練

期 間 令和7年8月4日(予備日5日)の0900～1200
 区 域 34-21-03N 134-18-18Eの地点を中心とする
 半径1500mの円内
 備 考 巡視船によるえい航訓練等
 海 図 W137A-JP137A-W150B-
 W106-JP106-W153-JP153
 出 所 第六管区海上保安本部



★7年255項 瀬戸内海 — 岡山水道、小串港東方 掘下げ作業

期 間 令和7年8月1日～9月30日(予備日を含む)の日出～日没

区域1 7地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-35-56N 134-02-55E (岸線角)
- (2) 34-35-59N 134-03-00E
- (3) 34-35-57N 134-03-03E
- (4) 34-35-54N 134-02-59E
- (5) 34-35-53N 134-03-00E
- (6) 34-35-48N 134-02-54E
- (7) 34-35-52N 134-02-51E (岸線角)

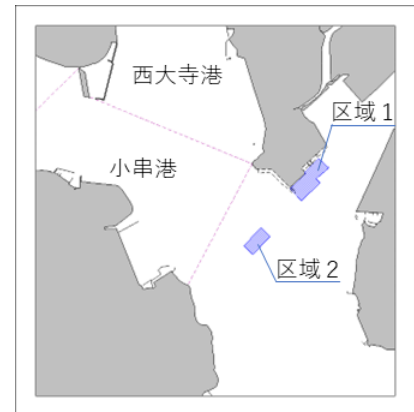
区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-35-42N 134-02-42E
- (2) 34-35-39N 134-02-45E
- (3) 34-35-35N 134-02-39E
- (4) 34-35-37N 134-02-36E

- 備 考 (1) 潜水士による磁気探査作業を伴う
(2) 警戒船を配置

海 図 W155-W1114

出 所 第六管区海上保安本部、玉野海上保安部



★7年256項 瀬戸内海 — 宇野港 航泊禁止区域設定

期 間 令和7年8月3日の1940～花火打ち上げから終了まで

区 域 34-29-19N 133-57-27Eの地点を中心とする
半径300mの円内

- 備 考 (1) 花火大会に伴い、一般船舶の航泊が禁止される
ただし、花火大会関係船舶及び港長が許可した船舶を除く
(2) 区域を明示する黄色灯付浮標(4秒1閃光)を設置
(3) 警戒中の巡視船艇及び海上保安官から指示があった場合はこれに従うこと
(4) 花火大会が中止された場合は本制限は実施しない

海 図 W154

出 所 宇野港長公示第1号(令和7年7月11日)



★7年257項 瀬戸内海 — 高松港 岸壁築造工事

六管区水路通報7年20号188項関連

期 間 令和7年7月28日～令和8年1月30日(予備日を含む)の日出～日没

区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-21-19N 134-04-27E (岸線上)
- (2) 34-21-19N 134-04-24E
- (3) 34-21-23N 134-04-24E
- (4) 34-21-23N 134-04-28E (岸線上)

- 備 考 (1) 潜水作業を伴う
(2) 警戒船を配置

海 図 W1125

出 所 高松港長



★7年258項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸及び付近 船舶通航信号所一部業務休止

名称 青ノ山船舶通航信号所

期間 令和7年8月1日(予備日2日)の0800~1800

休止業務 下津井レーダー施設のレーダー映像を使用した情報提供業務

海図 W100A

参照書誌 411 8405 番

出所 第六管区海上保安本部

★7年259項 瀬戸内海 — 水島港及び付近 流速計設置

期間 令和7年7月22日~8月7日(予備日8日~9月30日)

位置1 34-26-21N 133-51-06E

位置2 34-27-27N 133-45-47E

位置3 34-27-22N 133-43-40E

位置4 34-30-19N 133-39-53E

位置5 34-28-59N 133-40-22E

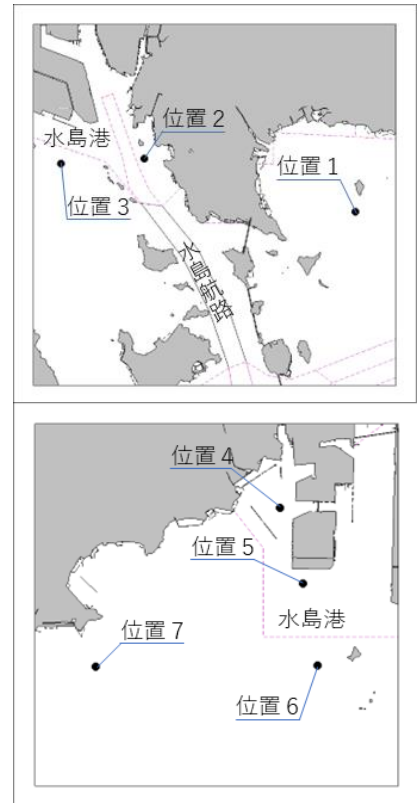
位置6 34-27-33N 133-40-41E

位置7 34-27-31N 133-35-58E

備考 流速計付浮標は黄色灯(4秒1閃光)で表示

海図 W1127A-JP1127A-W1127B-
JP1127B-W1122-W1116-
W137B-JP137B-W153-JP153

出所 水島港長



★7年260項 瀬戸内海 — 水島港 灯付浮標復旧作業

六管区水路通報6年49号495項関連

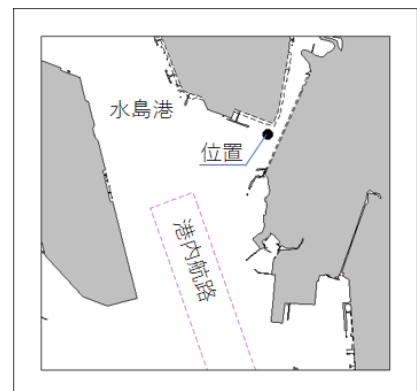
期間 令和7年8月4日~13日(予備日を含む)の日出~日没

位置 34-29-08N 133-45-28E

備考 (1) 潜水作業を伴う
(2) 警戒船を配置

海図 W1127A-JP1127A

出所 水島港長



★7年261項 瀬戸内海 — 水島港 深浅測量

期 間 令和7年7月22日～8月22日(予備日23日～30日)の0800～1700

区域1 7地点により囲まれる区域

- (1) 34-28-18N 133-45-11E
- (2) 34-28-09N 133-45-19E
- (3) 34-28-05N 133-45-29E
- (4) 34-28-06N 133-45-37E
- (5) 34-27-54N 133-45-42E
- (6) 34-27-51N 133-45-37E
- (7) 34-27-30N 133-45-32E

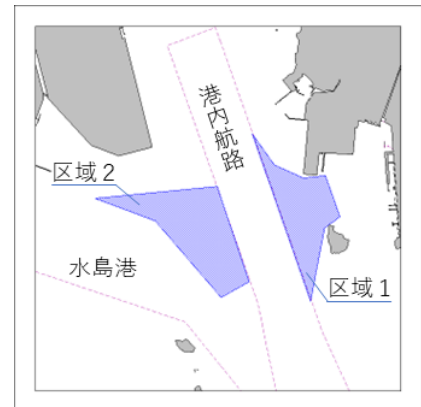
区域2 5地点により囲まれる区域

- (1) 34-28-03N 133-44-59E
- (2) 34-27-35N 133-45-10E
- (3) 34-27-31N 133-45-00E
- (4) 34-27-53N 133-44-37E
- (5) 34-28-00N 133-44-16E

- 備 考 (1) 作業船は観測機器をえい航する
(2) 警戒船を配置

海 図 W1127A-JP1127A

出 所 水島港長



★7年262項 瀬戸内海 — 多度津港 航泊禁止区域設定

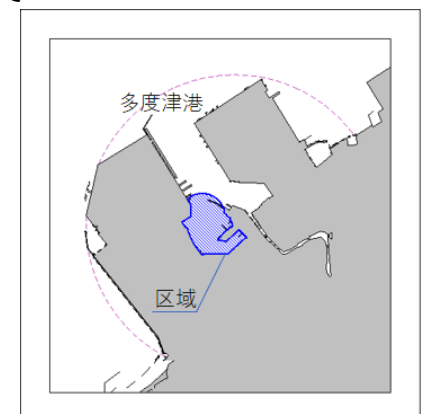
期 間 令和7年8月2日(予備日3日)の2000～花火打上げ終了まで

区 域 34-16-29N 133-44-28E の地点を中心とする
半径200mの円弧及び陸岸により囲まれる区域

- 備 考 (1) 花火大会に伴い、一般船舶の航泊が禁止される
ただし、花火の打ち上げ及び警戒に従事する船舶及び
内港の岸壁、浮桟橋に係留したままで移動しない
船舶を除く
(2) 警戒船を配置

海 図 W1139

出 所 高松海上保安部長公示第1号(令和7年7月14日)



★7年263項 瀬戸内海 — 福山港 防波堤延長等

六管区水路通報7年22号201項削除

1. 防波堤延長

区 域 2地点を結ぶ線上(幅3.6mの区域)

- (1) 34-27-50.5N 133-24-31.9E
- (2) 34-27-49.1N 133-24-31.4E (既設防波堤先端)

2. 簡易灯付浮標移設

位置1 34-27-51.8N 133-24-32.6E、赤色灯(4秒1閃光)

位置2 34-27-50.7N 133-24-32.2E、緑色灯(4秒1閃光)

海 図 W1137-JP1137

出 所 第六管区海上保安本部



★7年264項 瀬戸内海 — 尾道系崎港、第1区 海上作業

六管区水路通報7年24号227項削除

期 間 令和7年7月19日～24日(予備日25日～31日)の日出～日没

区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-24-39N 133-13-46E (岸線上)
- (2) 34-24-32N 133-13-47E
- (3) 34-24-31N 133-14-05E
- (4) 34-24-42N 133-14-03E (岸線上)

備 考 (1) 作業船のアンカー位置に黄色灯付浮標を設置
(2) 警戒船を配置

海 図 W119-W114-W1118

出 所 尾道系崎港長



★7年265項 瀬戸内海 — 尾道系崎港 航泊禁止区域設定

期 間 令和7年8月2日の1900～2035(花火打ち上げ終了まで)

区 域 (1)と(2)、(3)と(4)、(5)と(6)を結ぶ各線及び
陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-24-32.2N 133-12-21.2E(岸線上)
- (2) 34-24-23.0N 133-12-26.7E(岸線上)
- (3) 34-24-17.0N 133-12-14.8E(岸線角)
- (4) 34-24-17.0N 133-12-13.7E(岸線上)
- (5) 34-24-18.8N 133-12-11.5E(岸線角)
- (6) 34-24-26.2N 133-12-07.8E(岸線上)

備 考 (1) 花火大会に伴い、船舶の航泊が禁止される
ただし、港長が許可した船舶は除外される
(2) 区域を示す赤色灯4基及び黄色灯付浮標(4秒1閃光)を
設置
(3) 巡視艇等が警戒する

海 図 W119-W114-W1118

出 所 尾道系崎港長公示第1号(令和7年6月30日)



★7年266項 瀬戸内海 — 三原瀬戸、生口島東岸 潜水作業

期 間 令和7年8月2日、3日(予備日4日)の0800～1700(予備日の場合は夜間作業となる)

位 置 34-17-56N 133-08-59E

備 考 警戒船を配置

海 図 W102-W103

出 所 第六管区海上保安本部



★7年267項 瀬戸内海 — 備後灘、岩城島 至 赤穂根島 送電線の高さについて

区 域 2地点を結ぶ線上

(1) 34-14-51.8N 133-09-02.6E

(2) 34-14-35.8N 133-09-18.5E

備 考 送電線の垂直間隔は最高水面から約33m

海 図 W103-W130

出 所 第六管区海上保安本部



★7年268項 瀬戸内海 — 西条港東方 ボーリング作業

期 間 令和7年11月10日(予備日を含む)までの日出～日没

位 置 33-57-20N 133-11-50E 付近

備 考 (1) 潜水土による磁気探査作業を伴う

(2) ボーリング檣の四隅に黄色灯を設置

(3) 警戒船を配置

海 図 W1236-W1128

出 所 第六管区海上保安本部



★7年269項 瀬戸内海 — 今治港南方 魚礁設置

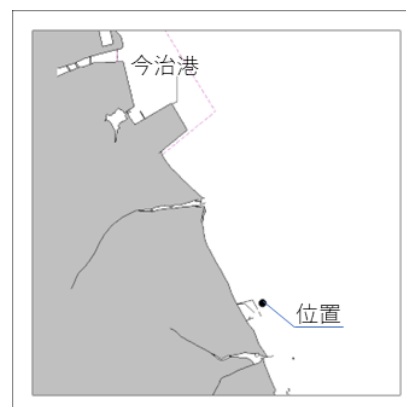
位 置 34-01-26.2N 133-02-51.1E

備 考 (1) コンクリート製、高さ約2.0m、21基

(2) 鋼製、高さ約1.8m、14基

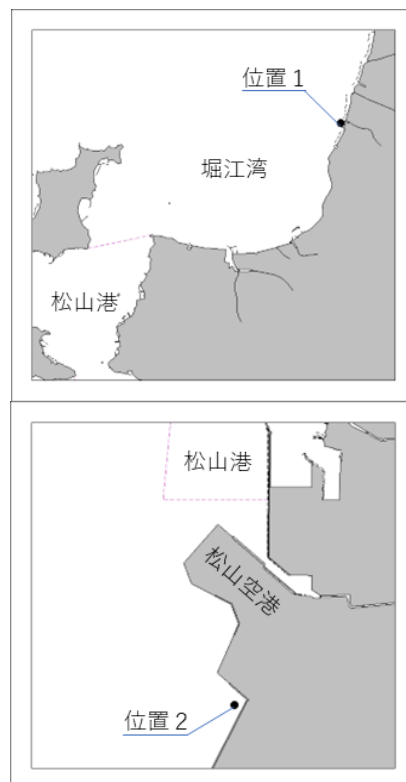
海 図 W1128-W153-JP153

出 所 第六管区海上保安本部



★7年270項 瀬戸内海 — 松山港付近 魚礁設置

位置1 33-55-54N 132-45-37E
 備考 鋼製、高さ0.5m、6基
 位置2 33-49-26N 132-41-30E
 備考 鋼製、高さ0.5m、6基
 海図 W1124-W164-W141-JP141-
 W1102-JP1102-W1108-JP1108
 出所 第六管区海上保安本部



★7年271項 瀬戸内海 — 松山港、第2区 航泊禁止区域設定

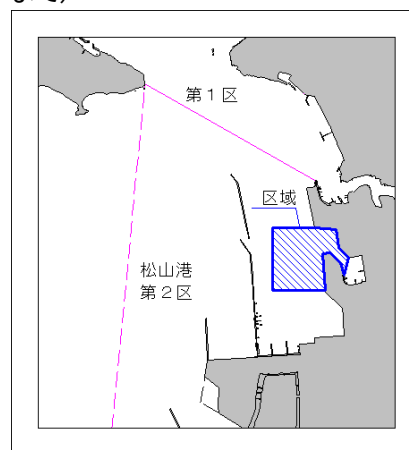
期間 令和7年8月2日(予備日3日)の1930~2100(花火大会終了まで)
 区域 (1)~(4)を結ぶ線、(5)と(6)を結ぶ線及び陸岸により
 囲まれる区域

- (1) 33-51-29N 132-42-30E(岸線上)
- (2) 33-51-29N 132-42-11E
- (3) 33-51-49N 132-42-11E
- (4) 33-51-49N 132-42-26E(岸線角)
- (5) 33-51-39N 132-42-39E(岸線角)
- (6) 33-51-34N 132-42-37E(岸線角)

備考 (1) 花火大会に伴い、一般船舶の航泊が禁止される
 ただし、港長が許可した船舶を除く
 (2) 区域を示す黄色灯付浮標(4秒1閃光)を設置
 (3) 警戒船を配置

海図 W1124

出所 松山港長公示第1号(令和7年7月15日)



★7年272項 瀬戸内海 — 広島湾、厳島北方 潜水訓練

期 間 令和7年7月23日(予備日25日)の0830～1300

位 置 34-17-56N 132-18-34E 付近

備 考 警戒船を配置

海 図 W1112B-JP1112B-
W113-W142-JP142

出 所 第六管区海上保安本部



★7年273項 瀬戸内海 — 広島湾 海難救助訓練

期 間 令和7年7月22日～24日、28日～31日、8月4日、5日の0900～1200

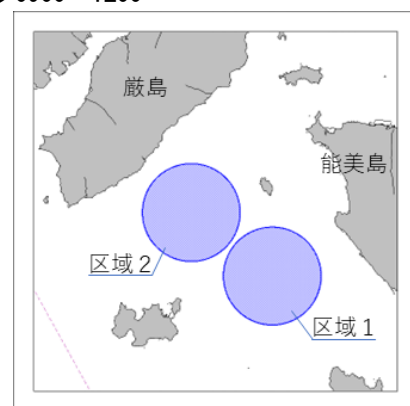
区域1 34-12.5N 132-21.5Eの地点を中心とする
半径1.0海里の円内

区域2 34-13.8N 132-19.5Eの地点を中心とする
半径1.0海里の円内

備 考 海上自衛隊による訓練

海 図 W113-W142-JP142-
W1108-JP1108

出 所 第六管区海上保安本部



★7年274項 豊後水道 — 宇和島港 花火打ち上げ

期 間 令和7年7月22日(予備日9月13日)の2000～2040

区 域 33-13-32N 132-32-50Eの地点を中心とする
半径250mの円内

備 考 (1) 区域内に花火打ち上げ用の台船が設置される
(2) 区域を示す黄色灯付浮標を設置
(3) 警戒船を配置

海 図 W138

出 所 宇和島海上保安部

